（前のページより続き）

○防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所及び防衛監察本部組織規則及び防衛医科大学校の編制等に関する省令の一部を改正する省令（**防衛**九）　一三

〔**規　則**〕

○人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を改正する人事院規則（**人事院**九―一七―一六九）　一八

○人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を改正する人事院規則（**同**九―五五―一四六）　一九

〔**告　示**〕

○障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者としてこども家庭庁長官が定めるものの一部を改正する件（**こども家庭庁**一一）　一九

○地域公共交通の活性化及び再生の促進に関する基本方針を変更した件（**総務・国土交通**一）　二三

○国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条第四項、法人税法施行規則第三十六条の四第六項、地方法人税法施行規則第七条第六項及び消費税法施行規則第二十三条の四第五項の規定に基づき国税庁長官が定めるファイル形式を定める件の一部を改正する件（**国税庁**二一）　二四

○国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条第七項に規定する国税庁長官が定める者を定める件の一部を改正する件（**同**二二）　二七

○国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条第七項に規定する国税庁長官が定める場合を定める件の一部を改正する件（**同**二三）　二八

○特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件（**厚生労働**二二一）　二八

○厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件（**同**二二二）　二九

○指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等の一部を改正する件（**同**二二三）　二九

○理容師法及び美容師法に基づく指定登録機関の主たる事務所の所在地を変更する件（**同**二二四）　三一

○中小企業信用保険法第二条第五項第五号の業種を指定する件（**経済産業**九一）　三一

○原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金交付規則の一部を改正する告示（**同**九二）　三二

○山形空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件（**国土交通**六一八）　三二

○北九州空港の施設について告示した事項に変更があった件（**同**六一九）　三四

○日本船舶及び船員の確保に関する基本方針を変更する件（**同**六二〇）　三五

○船員職業安定法施行規則第三条第三項に規定する医師指定の一部を改正する告示（**同**六二一）　三五

○低騒音型建設機械の指定に関する件（**同**六二二）　三五

○排出ガス対策型建設機械の指定に関する件（**同**六二三）　三六

○自動車の特定改造等の許可に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示の一部を改正する告示（**同**六二四）　三七

○租税特別措置法第十一条第一項及び第四十三条第一項の規定の適用を受ける船舶を指定する告示の一部を改正する告示（**同**六二五）　三七

○廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（**環境**四九）　三九

○都道府県が行う補助金等の交付に関する事務の一部を改正する件（**同**五〇）　四〇

〔**国会事項**〕

〔**官庁報告**〕

公　聴　会

北九州空港の施設変更に関する公聴会（国土交通省）　四一

〔**資　料**〕

国庫歳入歳出状況（令和四年度令和五年四月分）、（令和五年度令和五年四月分）（財務省）　四二

本号で公布された法令のあらまし

◇国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律（法律第七〇号）（国会）

1　議会雑費の支給の対象から、各議院の常任委員長及び特別委員長等を除外することとした。（第八条の二関係）

2　この法律は、第二一二回国会の召集の日から施行することとした。

◇裁判官弾劾法の一部を改正する法律（法律第七一号）（国会）

1　裁判官訴追委員会の委員長及び裁判官弾劾裁判所の裁判長に支給される職務雑費を廃止することとした。（第五条第一〇項及び第一六条第九項関係）

2　この法律は、第二一二回国会の召集の日から施行することとした。

◇民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律の一部を改正する法律（法律第七二号）（内閣府本府）

1　総則的規定の改正

(一)　目的規定の改正

目的規定に、国及び地方公共団体が対応することが困難な社会の諸課題の解決並びに民間公益活動の自立した担い手の育成等を図ることを明記することとした。（第一条関係）

(二)　休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本理念の改正

休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本理念における経済社会情勢の急速な変化の例示として、国際化の進展を明記することとした。（第一六条第一項関係）

2　助言又は派遣に関する規定の整備

(一)　資金分配団体による助言又は派遣の明記

資金分配団体の定義に、実行団体に対し助成等（助成、貸付け又は出資をいう。以下同じ。）に付随する助言又は派遣（民間公益活動の実施のための助言又は民間公益活動に関する知識及び経験を有する者の派遣をいう。以下同じ。）を行うことを明記することとした。（第一九条第二項第三号ロ関係）